

第十九回国会 衆議院 外務委員会 議録 第五十五号

昭和二十九年五月二十六日(永曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 上塚 司君

理事 富田 健治君 理事 福田 篤泰君

理事 並木 芳雄君 理事 戸叶 里子君

理事 佐々木 盛雄君 理事 増田 甲子七君

岡田 勢一君 喜多壯一郎君

須磨彌吉郎君 上林興市郎君

福田 昌子君 加藤 勘十君

出席政府委員

外務事務次官 小瀧 彬君

委員外の出席者

総理事務官 藤波 良雄君

(副総理事務官) 菅野 隆太郎君

総理事務官(調) 土屋喜三郎君

洋行不親睦部 新論査室長

外務事務官 淺田 泰三君

協力局第一課長 星 文七君

外務事務官(國際) 安川 壯君

協力局第三課長 木村 又雄君

厚生事務官(引揚) 佐藤 敏人君

援護局引揚課長 村瀬 忠夫君

専門員 專門員 村瀬 忠夫君

五月二十五日

米因政府に対する水爆の実験中止要

請に関する請願(花村四郎君紹介)

(第四九二二号)

原子力の國際管理並びに原爆、水爆

等の原子力兵器製造禁止措置に關す

る請願(澤澤寛君紹介)(第四九三

号)

岸根町に米軍兵舎建設反対に關する

請願(飛鳥田一雄君紹介)(第五〇六

九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

太平洋水域における原爆等の実験反

對に關する陳情書(高知市高知県神

杜庁長竹崎五郎外二名)(第三一〇〇

号)

M・S・A援助受入反対に關する陳

情書(徳島市全日自勞徳島県支部林

隆義)(第三一一六号)

太平洋水域における原爆等の実験反

對に關する陳情書(宇治山田市吹上

町三重県かつを・まぐろ漁業協同組

合長理事清滝千代夫外六十八名)(第

三一八号)

同(高知県議會議長岡村三省)(第三

一一九号)

原子力の國際管理等に關する陳情書

(田辺市議會議長野見千吉)(第三一

四二二号)

原爆実験反対等に關する陳情書(石

川県議會議長宮永盛雄)(第三一六七

号)

同(姫路市議會議長米田專二)(第三

一六八号)

原子力の國際管理等に關する陳情書

(岩国市海士路岩国地区労働組合協

議会事務局河上佳生外二名)(第三一

六九号)

原爆実験反対等に關する陳情書(徳

島市昭和町二丁目徳島県婦人団体連

絡協議会万野ハツエ)(第三一七八

号)

原子力の國際管理等に關する陳情書

請願

第一類第五号

外務委員会議録第五十五号

(福島県石城郡勿来町大字酒井日本

鉱山労働組合勿来川部地区連合会会

長小林孝一)(第三一九五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

閉會中審査申出の件

委員派遣に關する件

請願

一 在外未帰還同胞の帰還促進等に

關する請願(田中伊三次君紹介)

(第六三三号)

二 同(吉武恵市君外四名紹介)(第

六四四号)

三 同(降旗徳彌君紹介)(第九八八

号)

四 同(小川平二君紹介)(第九八九

号)

五 同(松平忠久君紹介)(第九九〇

号)

六 同(中沢茂一君紹介)(第一二五

四号)

七 同(井出一太郎君紹介)(第一二三

九〇号)

八 同(水谷長三郎君紹介)(第一四

四三三号)

九 同(原茂君紹介)(第一六〇六

号)

一〇 同(増田甲子七君紹介)(第三

〇一五号)

一一 同(有田八郎君紹介)(第三二

五七号)

一二 同(山下春江君紹介)(第三五

六二二号)

一三 同(吉川久衛君紹介)(第三六

六二二号)

一四 同(館林三喜男君紹介)(第三

八四九号)

一五 同(井手以誠君紹介)(第四〇

〇七号)

一六 同(江藤夏雄君紹介)(第四一

二三号)

一七 同(庄司一郎君紹介)(第四二

一三三号)

一八 板付駐留軍空軍基地撤去に關

する請願(福田昌子君紹介)(第六

六号)

一九 古賀新宮地区に駐留軍演習地

設置反対に關する請願(田中稔男

君外一名紹介)(第六七号)

二〇 旧軍施設返還に關する請願

(高津正道君紹介)(第七〇号)

二一 同(宮原幸三郎君外三名紹

介)(第七一号)

二二 離島大島を駐留軍の艦砲射撃

演習場使用反対に關する請願

(三浦一雄君外一名紹介)(第五一

七号)

二三 坊ヶ峰山頂に米軍施設設置反

對に關する請願(中村幸八君紹介)

(第五五九号)

二四 大津村駐留軍演習場設置反対

に關する請願(森三樹二君外二名

紹介)(第六六三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

撤去に關する請願(森清君紹介)

(第二二五五号)

二八 日本原に駐留軍演習地設置反

對に關する請願(小枝一雄君紹

介)(第二五六三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

外務委員會議錄第五十五号 昭和二十九年五月二十六日

復活に關する陳清書（東海北陸上

政府は第三国に解決を依頼するが、

洪の大目たりか、徂反文の上には、

二上を申し上げかねるのまゝ遺憾に存じ

をあげておるのであるまして、それ

総計したものが今の数でございます。従つて、一万一千五百五十八名と申しましても、これらの方が全部今日なお生存をしておられるのではないのでございます。この方々の中には終戦直後にしか資料がなかつたというのが多うございまして、これらの方の相当数は不幸にもあるいはなくなつておるといふふうなことも考えられるのでございます。

それから中共地域につきましては、その数が三万二千八百二十六名となつております。これも同様に生存資料のあつた方の数でございます。必ずしもこれらの方々が全部今日において生存しておられるということではないのであります。

○福田(篤)委員 ソ連の方面は、御承知の通り島津さんその他非常に苦勞してやつておられるのでありますが、ハーグの条約にもある通り、情報交換はソ連としての義務であります。今確認してない方が相当あるように伺ひましたが、ソ連並びに中共からの程度までわれ／＼に情報の伝達があつたか、あるいは確認の処置を日本側がとつたか、これについて伺ひたい。

○木村説明員 便宜私の方から、承知しておる範圍のお答えを申し述べたいと思ひます。御承知のように昨年日本赤十字社から島津社長以下代表団がモスクワに参りまして、ソ連からの日本人の引揚げ実現方につきまして、いろいろ具体的な交渉をいたしたのでございますが、それによりまして、昨年十二月並びに本年三月に、それ／＼八百十一名それから四百二十名の邦人が帰還したのでございます。その後どれだけの日本人が生存して残留しておるこ

とが確認されておるかを申し上げます、ただいま申し上げましたような日赤の代表団とソ連の代表団との間の交渉経過に徴しますと、なお現在千四百七十七名の日本人捕虜が残留しておることが確認されております。これは日本人捕虜といふのでございます。から、おそれく軍人だといふふうには考えられるのでございますが、それ以外には日本人は生存しておられないかという問題に入りますと、要するに一般邦人としてソ連の国内法によつて刑務所に収容されておる者、あるいは刑務所をすでに出所して自由人として残留しておる者の数はどうかという問題になりますと、ソ連側は、資料がないからそれはたゞいふところにお答えできないということでございます。従つて、千四百七十七名以外は一人もおられないということではないのでございます。私どもは、ソ連からの第一次、第二次の捕虜者の証言に徴しまして、ある程度の数の日本人がまだ残留しておることを確認しておるのでございます。

中共につきましては、御承知のように十分の調査証明を確実に行うことができなかったものでございますが、御承知のように昨年の三月から中共の引揚げが開始されたのでございます。その際、中共側は約三万人の日本人を送還することを申ししたのでございますが、現実には日本人が帰つて来た数は二万六千二百二十七名でございます。従つてこれは単なる形式的な算術になるのでございまして、向うの言明する約三万人から二万六千二百二十七名を引いた数は残つておるといふことが、数字の上では出て来るのでございます。その後私どもが現地からの通信その他によつて

承知したところ、あるいはまた中共からの引揚げ者の証言によりまして入手した資料等によりまして、たとえば昨年の現地からの通信によりまして、東北地区、すなわち満洲地区に残留しておつた邦人が、昨年の十一月ないし十二月から、それ／＼重慶であるとか、承德であるとか、あるいは南京であるとか、あるいは石家荘であるとか、そういう方面に分散移動を命ぜられておる。大体その数が千五百名から二千名ぐらゐあるといふふうな通信が現地からあつたことを承知いたしております。なおこのほかに、例の昭和二十五年にソ連から中共に引渡されたタス通信が言明し、またこの前、日赤の代表団がモスクワに参りましたときに、ソ連側から話がありました通り、ソ連から中共に引渡されたいわゆる戦犯が、九百六十九名あるのでございます。なおこのほかに、いわゆる反動分子と称されまして、思想改造所あるいは労働所等に入所を余儀なくされておるといふような邦人もございまして、先ほど申し上げました三万人と二万六千の差以外に、相当数の邦人が残留しておるといふことが推定されております。

○福田(篤)委員 今度總理が四日に出発することは、ほとんど確定的であります。その場合スケジュールの中には、国連に対する訪問がちゃんと入つておるはずであります。対米交渉という観点からいつても、戦犯の釈放と並んで、未帰還の方々の引揚げ促進が、大きな国際問題である。おそれく事務当局では資料をそろえられて、国連であるとか、あるいは米、英、その他の各国にこの際促進方を輿論喚起のために要請するのは當然だと思ひますが、そういう手續をやつておられるかどうか、これを伺ひたい。

○木村説明員 そのことにつきまして、私は承知しておらないのでございます。ただそれと別のことでございまして、このし何月でございまして、か、いわゆる国連の捕虜委員会のデレポという委員長から、本年度の捕虜委員会の開催についての資料をいたしまして、各関係国に對しまして、いまだソ連地区、中共地域から歸らない抑留者の氏名なり年齢なりその他の消息を、各個人別に詳細に資料を作成をいたしまして、国連の捕虜委員会に送付するようというふうな通知があつたことを聞いておるのでございまして、それに基づきまして、現在厚生省では中共、ソ連地域それ／＼の残留者を個人別にカードをつくりまして、詳細に可能な範圍の資料を集めて、現在調査中でございます。

○福田(篤)委員 これは絶好の機会だから、沢田大使ともよく連絡されまして、アメリカは御承知の通り輿論の国でありますから、今度吉田首相の行く機会に、国連なりアメリカに對してこれを要請することが絶対必要であると思ひます。時間もありませんし、各省とも急いでおるようでありまして、一日も早く資料をそろえられまして、必ず要請せられるように希望いたしておきます。

○並木委員 私けさ出がけにちよつと新聞を讀んで来たのでありますが、中村何がしという一家がどこかの港に歸つて来たのだけれども、入国の許可証がないとかいふ理由で、上陸をすることができないで困つておるといふことだつた。たしかインドネシアからだつたと思ひます。これはせつなく引揚げて来て、また元の国に送り歸すなどということは、人道上から考へても、本人に悪意がない限り、また悪質でない限り、何らかの便法があると思ひますが、それを当局はどういうふうに処置されますか。

○木村説明員 本件につきましては、これは外務省あるいは法務省の所管事項でございます。私も厚生省といひましたし、引揚げ援護といふふうな見地から関心をもちまして、極力御指摘の通り、日本に上陸が無事にできることを期待いたしまして、い／＼法務省、外務省と折衝努力をいたしておるのでございます。実は本件につきましましては、中村義雄という元軍属二十七歳の方と、その方が同伴しておられますところの、おそれく華僑と思われます妻、並びに三人の子供、都合四人が四日でございます。これら五人の方々が二十三日神戸港に入港いたしましたのでございますが、その際入国査証の問題に關連いたしまして、い／＼事務的な点で不備がございまして、残念ながら神戸に上陸することができないままに、横濱に回航して参りました。昨日の午後五時半ごろに横濱港に入港したのでございます。私どももいたしたしましては、厚生省からも係官を派遣いたしまして、外務省からも担当の方が現場に行かれまして、現地における入国管理庁の出張所長あたりとも相談の上で、極力善処方協議をいたしたのでございます。よく調べてみますと、本人たちはパスポートを持つておるのでございまして、但しその際どういふ行き違ひであつたか、現地における日本

領事館の査証を受けておられたかつたのでございませう。そういう点が明瞭でございませう。本人について一々詳細に事情を説明を求めたところ、そういうことが判明いたしましたので、でき得れば昨夜中に上陸させることが適當であるとも考えられたのでございませうが、夜間相当おそくなりましたので、問題を今日に持ち越したのでございませう。聞いてみますと、その船が出港の当時は、日本の領事館の査証を受けることがなかつたのでございませうが、途中スラバヤというところに寄港いたしましたので、その際スラバヤの駐在領事館がその船に日本人が乗つておるといふことを聞きまして、渡止場に参りまして、日本人に面接をして、みやげもので何か差上げたというふうなことで、要するに日本領事の承認もあつたことであるというふうなことから、今日中に上陸が認められるような結果になるのじやないかというふうな期待しております。

○上塚委員長 ほかに御質疑はございませうか。御質疑もないようでありましてから次に移ります。

○上塚委員長 次に日程第一八より日程第三一までの駐留軍使用施設に関する各諸願を一括議題といたします。紹介議員がおられませんか、これも専門員から説明を求めます。

○佐藤専門員 板付駐留軍基地撤去に関する諸願、第六六号、諸願者福岡県福岡市箱崎町九大教職員組合連合会執行委員長長城哲男外四千五百名、紹介議員福岡県子君。

本諸願の要旨は、福岡県板付駐留軍基地の存在により、九州大学を始め

付近所在の各諸学校は日夜爆音に悩まされ、特に學術研究講義上甚大な損害を受けている。ついでに板付駐留軍基地を撤去されたいというのであります。その他は大体同じ趣旨のものであります。

○上塚委員長 ただいまの各諸願について政府側の御意見はありますか。

○安川説明員 板付の問題につきましては、再三の地元の要望も政府として十分尊重しております。板付の飛行場は米軍として防衛上非常に重要な施設の一つとなつておりますので、現状においてはこれを返還させることは、まず不可能であらうと政府としては考えております。その点は地元の関係者においても、現状において返還を受けるということが不可能だということとは、一応了承されてゐるものと考えております。ただ爆音その他の被害について措置をとるべき問題であると考えております。しかしこれを返還するといふことは、現在において問題にならないといふふうに考えております。

○戸叶委員 今爆音その他の被害については、政府として考えているという御答弁でございしましたが、具体的にどういふふうなことを考えていられるのか、その点承りたいと思ひます。

○安川説明員 具体的にどういふ措置をとるかというところは、これは調達庁の所管の問題でございまして、私が承知している限りでは、爆音あるいは大砲の爆発音等で非常に影響が及ぶ場合、学校の授業等に支障が起る場合には、特別損失補償法によつて、非常にはなほだしい場合には学校をよそに移す、あるいは防音施設をやり得ることになつておりますが、これは爆音の程度によりまして、いろいろ基準がありまして、いろいろ科学的に爆音の程度を測定して、その基準に合うものは、それ／＼その程度に応じて、防音装置をするなり、あるいは非常にはない場合には、学校を移転するといふことも可能なものでありますが、この板付の場合がその基準に合いますかどうかといふことは、私よく承知して

おりません。

○戸叶委員 一応調達庁の方で学校の授業にさしつかえるような場合には措置は考へていただける、しかしその基準に合うかどうかかわらないというお話でございしましたが、こういうふうな諸願、陳情の形で国会に持ち込みますからには、非常に重要な何なりをさしさわりのあるから持ち込まれたのだらうと思ひます。それを外務省の方の關係ではないといふ形で持つておくのもちよつとどうかと思ひますので、外務省の方もさつそく調達庁と協議をなさしまして、お調べになりまして、何らかの措置を講ぜられんことを私は希望するものでございませう。

○安川説明員 これはすでに過去において、たしか板付の場合も調査はしたと思つておりますが、私の記憶が確かならば、板付の場合はこの基準に合わないから、現在の補償法のもとにおいてちよつと補償といふことは無理だといふ結論が、すでに出ていたものではなからうかと記憶しております。

○戸叶委員 そういたしますと、この諸願、陳情はここで採択されたとしても、結局そのままでやむやみになつてしまふという結果になるのではないかと

と思ひますけれども、それを一休どういふふうな形をとられるのか、その点承りたいと思ひます。

○安川説明員 これは法律ではつきり基準がきまつておりますので、それ以上のことをやるとなると、これは法律の適用の問題でありますので、できないものではないと申し上げるほかはないと思ひます。

○並木委員 このごろでもまだ各地で飛行場の滑走路の拡張の申出が、米軍から出てくるということですが、これも、どういふ方面からどういふ拡張要求が出ておられますか。

○安川説明員 これは私の承知している限りにおきましては、飛行機が普通のプロペラ・エンジンからジェット機関にかわる關係で、滑走路が非常に狭くなつて来ておるといふ話は前々からあるものでありますが、しからば具体的にどの飛行場をどういふふうに拡張する計画があるかといふことは、私はまだ具体的に承知しておりません。

○並木委員 実は私の方のすぐ近くに横田基地というのがあります。あれを最近調査したり測量したりしているのですねけれども、あの飛行場もやはり狭くなつておるといふことなですか。

○安川説明員 これは米軍の方自体で調査したかどうか、私の方も承知しておりますが、日本側としましては特別に何の要求も承知して、拡張計画について調査をしたという事実はございせん。

○並木委員 このごろは実際の措置はどういふふうになつておられますか、米軍の方で調査をして日米合同委員会に持つて来るのですか、その前に調達庁

のあるいは外務省と相談をして、共同調査でもして、その上で日米合同委員会に持ち出すのですか、どういふ手順でやつておりますか。

○安川説明員 普通の場合におきましては、合同委員会に向う側の施設の要求が出ます前に、向う側が一応調査をいたすことになつております。その調査も一般にサーグエイと申しておりますが、サーグエイのために個人の財産に立ち入るといふ場合には、合同委員会に持ち出して、どういふ地域をサーグエイしたいからという要求があります。それにこちらが同意すれば、向う自体でサーグエイをしまして、それに基きまして向うの計画をつくつて合同委員会に出します。合同委員会ですらに對してこちらが同意すれば、そこであらためて日本側も加つてもう一回サーグエイすることになつておりますが、ただいまの横田の件につきましては、そういうサーグエイをしたいという要求も從來出ておりません。

○上塚委員長 委員長からちよつと安川説明員にお尋ねいたしますが、福岡県の古賀新宮地区の米軍演習地に關しては、同地元からたび／＼の諸願、陳情があります。また私も直接現地に行つて見て来たのですが、これに對しての処置をすでになされた模様であるが、どういふ処置をなされたのですか、お伺ひしたいと思ひます。

○安川説明員 これは一月くらい前この委員会へ地元の参考人が参りましたときに私から申し上げたこととございませうが、いろいろ行き違ひがありまして地元には誤解を生んだようでありまして、大体從來から地元と交渉いたし

まして、こういう条件ならばという条件に基いて米軍の方を交渉をいたしまして、大体その条件通りにきまるといふうに聞いておられますが、この問題は実は現在調達庁所管の施設委員会のもとにあります。預備委員会が細目の条件を協議しております。その具体的な細目がどうなつておるか、現在どういう段階にあるか、詳しいことは私存じませんが、大体地元の要望をもとにしたこちらの条件に、向うが応じようない段階に至つておるというふうに聞いております。まだ最終決定には至つておりません。

土地を買収するという建前で進んでおつたわけでございます。

○福田(篤)委員 予定通りに解決しますか。

○土屋説明員 そうでございます。

○並木委員 最近の農地とか宅地の買上げ料、借上げ料、そういうものはどういう基準に基いてやつておるのでしょうか、実例をあげて、たとえば一反歩幾らとか、われ／＼常識として知つておきたい。

○藤波説明員 農地の買収の問題でございますが、これは抽象的に額を御説明いたしますが、大体農地買収価格の場合には、前に税金の場合に富裕税の問題がございましたが、あの場合の土地の評価方法に離れ料をつけ加えて、大体一応の基準額としております。これは純粹の農村におきます場合と、都会近郊におきます場合には、非常にそのまゝのあれでは差がありますので、付近の売買実例というものを参考にしまして、先ほど申し上げました土地価格とそれらの離れ料を積み上げた価格と、付近の売買実例とをならみ合せて価格をきめております。

それから借上げ料につきましては、大体農業所得の八〇％と抽象的に基準価格をきめております。具体的な数字とおつしやいましたのですが……。

○並木委員 何か例をとつて、どこのことというように最近の例で……。

○藤波説明員 いろ／＼ございましたので、同じ地域におきましていろいろの差がございますので、ちよつとはつきり申し上げかねますが、最近われわれが見ました実例を申し上げますと——買つたわけではございません、案として上つたわけですが、成増の地域

におきましては、調達庁の出先がございしますが、その出先とか勧銀、財務局にそういう評価を依頼いたしましたところが、大体一万円から二万円の間に一応評価して来たわけでございます。これは道路沿ひとかそういう関係で交通の利便なんかも考えまして、いろいろ差がございます。これも先ほど申し上げました抽象的な基準から見まして、大体七千円から六千四百円くらいの間じやないか、一応われ／＼としてそういう数字を考えただけであります。実例としてはそういうことで、借料の方はちよつと記憶がございせん。

○並木委員 近く値上げの計画はありますか。

○藤波説明員 値上げと申しまして、われ／＼の方では先ほど申し上げました抽象的な基準がございまして、売買実例が高くなるとか、例の富裕税の場合の土地評価の問題、評価の方法が上るとか、そういうことがございまして、自然に高くなることと思ひます。一応そういう抽象的な基準で計算しまして、具体的な売買実例が、地価が一般に高騰によつて上ります場合には修正をする、こういうことになつております。

○上塚委員長 ほかに御質疑はございせんか。——御質疑がないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長 次に日程第三二より日程第三六までの、日中、日ソ貿易促進に関する各諸願を一括議題といたします。紹介議員がおられせんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員 日中貿易協定並びに仮

契約実行に関する諸願、第六七〇号諸願者東京都千代田区有楽町一丁目十番地日中機械貿易協議会長宇佐美清、紹介議員田中稔男君。

本諸願の要旨は、わが国経済の自立達成にとつて中国市場との交流は不可欠な条件であり、機械業界も要するところであるが、わが国経済の現状が米国の主導下に置かれておるため、これが実現が困難であり、先般締結された新日中貿易協定並びに仮契約に關し、その全面的実現は困難となつてゐる。ついで、一、機械輸出品目を西歐並に解除すること、二、機械輸出に關し片貿易方式を実現すること、三、バーター方式である限り一元的調整機關を確立すること、四、協定の履行に關し學者の渡航を許可すること等の措置を講ぜられたいというのであります。

○上塚委員長 御質疑はございせんか。

○福田(篤)委員 政府のこれに關する御所見を承りたいと思ひます。

○小瀬政府委員 本件に關しましては常に熱心な要望が両院においても表明せられましたので、政府としてはできるだけこの線に沿つた政策をとらうという考えで、すでに御承知のごとく、非常に多数の品目について輸出禁止を解除し、そうしてきつて最近には十九品目も解除になつたことは御承知と思ひますが、これによりまして大体もうほとんど西歐並になつたと言つてさしつかえないのであります。また今の諸願の中に出ておりました中日協定と申しますか、代表者の方がつくられたものでございまして、私契約のよう

的に動かないのは、今申しましたような輸出禁止品目があるためであります。が、これらほとんど／＼解除になりましたので、その点は前よりはよほど事態が改善されたと言つてさしつかえないだらうと考えます。なお渡航につきましても、過渡議員同行が行かれましたが、こうした面も確かに貿易促進の上に役立つところではありますので、他の關係もありまして、今はまだ十分自由にできるといふことになつておりませんが、そうした面についても今後とも十分この趣旨に沿つた政策をとりたいというふうに考えております。

○福田(篤)委員 その御熱意のほどはよくわかるのですけれども、こゝに二年の貿易の状況を金額額面について少し詳しく御報告いただくことと、今後の見通しを具体的に承りたいと思ひます。

○小瀬政府委員 この数字は通産省の方で調べておるのであります。私はちよつと今記憶いたしておりませんけれども、去年の方が非常に少かつたからだといふおしかりを受けるかもしれませんが、パーセンテージで申しますと、最近になつてどん／＼ふえておる実情であります。御必要でありましたら、詳細は、通産省の方へ連絡いたしまして御答弁させていただきますと思ひます。

○福田(篤)委員 資料を外務委員会として御請求いたしまして、配付していただきたいと思ひます。

○上塚委員長 さよう伝達いたします。

○並木委員 中興から米が三千トン米

ほかに御質疑はございせんか。

るといふ報道がありますけれども、それは見込みがありますか。

○小瀧政府委員 私自身はその点よく承知いたしております。しかし、実は今までもセイロンを通じて申共の米をわれ／＼は輸入しているのですが、直取引でやるということになれば、その取引は通産省の方で結局アブルグしなければならぬことになりすかから、通産省の方へもしすでにそういう申出が出ておれば、通産省の方でわかっているだろうと考えます。私の方ではまだ承知いたしておりません。

○上塚委員長 ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長 次に、日程第三七より日程第四二までの韓国抑留漁船対策確立に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員 韓国抑留漁船対策確立に関する請願、第六一号、請願者山口県萩市長安村正人、紹介議員吉武恵市君。

本請願の要旨は、公益水面における韓国の不法行為によつて多数の漁船を拿捕されるに至り、山口県外海沿岸漁民は致命的打撃を受けている。ついで、一、政府の外交交渉による李ラインの撤廃、二、拿捕抑留船及び乗組員の即時送還、三、拿捕抑留船を失う場合の損失及び抑留中の失業損失の補償、四、拿捕抑留船漁船の人命、財産の保護、五、拿捕抑留船員の人名、生活状況等の情報を公報すること等の措置を講ぜられたいというのであります。以下同じであります。

○上塚委員長 ただいまの各請願について、政府側の御意見を求めます。

○小瀧政府委員 この問題につきましても、絶えず韓国側に、一日も早く全部の船が返され、また人を帰してもらい、今後こういうことが再発することのないように、いろいろ申入れをいたしておりますが、御承知のように、なかなか先方のかつてな主張をかえないうような現状であります。数字的に申しますと、抑留された船が、平和条約発効前から全部を通計いたしました百六十七隻、一応抑留された人員は全部で二千六十五名に上つております。しかしこの人員は大部分帰つて来ておりまして、未帰還が全部を通計して六十五名ということになっております。これも今までの経験から申しますと、順次帰して来るのではなからうかと存じますが、その点も絶えず先方と交渉いたしております。これが現状でございますが、この問題は、直接東京において交渉し、また場合によりましては、他の機会をもとらえていろいろ主張いたしておりますけれども、日韓関係が現状のままでは、船の返還ということは非常にむずかしいのじやないか。一、一隻も返らないのですか」と呼ぶ者あり。二、返つてはおります。本年「何隻ですか」と呼ぶ者あり。本年一度つかまつたものでは返した船が二隻になつておます。その前の方では、たとえば、ちよつとこまかくなりますが、平和条約発効前でありまして、帰還したのが九十三隻、また平和条約が効効してから昨年の九月、すなわち李承晩ラインで強硬措置をとるまでの間に返さしたのが四隻ということになつております。

ます。それからそれ以後においては帰還はほとんどなくて、今年になつてから二隻返して来た。〔何隻残つてゐるか〕と呼ぶ者あり。先ほど申し上げました百六十七隻つかまつて、返つていないのが六十八隻というのが現状であります。

○並木委員 船を返さないというのはどういうわけですか、人間を返して船を返さないというの、向うで使つて魂を返さないのですか。黒白がわからないうちに拿捕したものを使つてというの、第一国際法違反でしよう。緊留しておくのですか、どうして返さないのですか。

○小瀧政府委員 これは国際法違反であるといふことは、もちろんわれ／＼の方で主張しておりますが、韓国側は韓国の国内法によつてその裁判にかけてまして、普通の場合六箇月あるいは一年という程度の刑に処し、船舶とか漁具は向うの裁判の結果によつて、向うが没収するといふような措置をとつておるのであります。ただ人につきましてはその刑期を終えない前に釈放してくる。保釈と申しますか、そういうような形式で、事実中には全部の刑期を終えた者もありますが、大部分の者はその刑の執行というものはしないので早目に帰してしまつてゐるというのが現在の状況であります。

○並木委員 何らか強硬な手段をとらなければ、それでは裁判の結果について日本側が泣き入りをする、黙認するといふことになりすか。そんなことではないのですか。李承晩ラインは政府も認めていない、われ／＼も認めていないのに、それだけの理由によつてつかまつて裁判にかかつて刑を科せられる。これは見るに忍びないのではないですか。どういふ処置をとるのであるか。

○小瀧政府委員 ただいまは実情を申し上げたのであります。もちろん損害賠償請求の権利を留保するとか、そういう点は、これまでも公文書で再三再四、問題が起るたびに絶えず外務省側でつてゐる言ひ分であり、措置であるわけでありす。ただ先ほども申しましたように、この主張は主張といひまして、現状からいふと、なかなかそれが先方に聞き入れられない状況で、実際上の成果を上げておらないといふのは遺憾であります。これは今後日韓会談といふものをできるだけ早く開く、またその他の方法、第三国を通じていろいろ／＼な申入れをするとか、あらゆる方法でもつて解決するようにいたさない、現在の直接交渉では正式の会談も開かれないう、現在の状況ではなか／＼成果を上げられないといふのが現実の状況であります。でありますから今後あらゆる角度からこの問題には対処して、できるだけ早く解決する問題が日本の希望するように解決するといふことに努力いたしたいと考えておるわけでありす。

○並木委員 国と国との間の関係はそれで、その請願書の中にあります通り、収入の道を断たれた漁民の援護対策といふものは、やはり非常に大切じやないかと思ふのですが、その方はどうなつておるのでしょうか。たとえば就職のあつせんとか、船に対する費用、船を建造するための資金とか、どういふような措置をとつておるのでしょうか。

○小瀧政府委員 この問題には水産庁の方が當つておりますが、前国会で、抑留された船に対する融資についての法案が通過したはずであります。特に李承晩ラインの問題に関連して抑留された船についての救済措置、主としてこれは融資の関係であります。これは両院を通過いたしました。実施されております。その他政府の救済等につきましては、従来の普通の船員保険法でカバーし得ないような点については、特にこれらの人は気の毒だからというので、行政上とり得る限りの措置は水産庁としてこれを講じたいといふ考えで、できるだけだけの措置をいたしておるといふのが実情でございます。

○並木委員 職を奪われたために、政府で職を保証してくれといふことは、海上でも陸上でもひとしく被害者から陳情が出るところだろうと思ひます。実際これは効果を現わしておるのでしょうか。たとえば農民が農地を接収されて、職を奪われる。その補償はもとよりでありますけれども、同時に今後適当な場所への就職をさせてくれ、こういう要望が出て来ます。これはもつともなのです。それに対して実際問題として職業のあつせんまで手が届いておるかどうか。実務に携わつておる方々でつておる方々から、お答え願ひたい。それともそこまでは政府としてはめんどろを見ないといつてつづねておるのでしょうか。一般論でいいのです。就職のあつせんまでめんどろを見るかどうかといふことです。将来は非常に切実な問題として、必ず申請なり陳情なりが出て来るのですから、

○小蔵政府委員 今まで漁をやつてお

つた人が他に就職することは、事実問題として非常に困難な問題でありますから、今申しましたような融資をしまして、新船をつくるという点で水産庁の方では指導いたしておるはずであります。但し、こういうように特定の漁場が事実上利用できないというようなことになりましたと、新しい漁場を探索しなければなりません。そこで北洋漁業をいかにして保護して行くか、また南方の方でも過般の危険区域などという問題が起りましたので、この新漁場の開拓、またそれに対する政府の融資なりあるいは保護措置というものをどうするかという点について、水産庁で真剣にこれを取上げて研究いたしておる次第であります。就職にあつせんという点で特定の措置でなしに、水産業全体をどういうようにして生かし、維持し、かつ発展させるかという施策を実行することによつて、これらの人々の困難を救つて行くという方向で進んでおることと私は了解いたしております。

○並木委員 韓国の問題も困つたこと

ですけれども、ごく最近国民政府でこういう問題が起つて来ております。蒋介石ラインというのですか、李承晩ラインの向うを張つて、蒋介石ラインというの出で来て、国民政府から外務省にも公報があつたはずであります。あの蒋介石ラインというものはどういふ原因でできて来たのか、これに対して外務省としてはどういふふうに出置して行くつもりなのか、李承晩ラインと同じようにやはり抗議を申し込んで、そういうものの設置をしないように申し入れるつもりであるかどうか、

その辺のところをひとつ伺いたい。

○小蔵政府委員 この問題につきましては吉沢大使も非常に努力されておるのではありませんか、先方からは警備区域といつて、作戦行動をするのであるから、危険だから入らないようにして欲しいといふ趣旨のことは言つて来ておるのではありませんか。が、しかし日本としては、これが日本の漁船を排除するといふような、いわゆる公海自由の原則に反するような措置であつてはならないといふ点に先方の注意を喚起して、そういう趣旨であれば、あくまで日本としては承認することができないといふので、抗議と申しますか、日本の主張は十分いたしております。ただ現実の問題として非常に近く、十海里以内ぐらいに参りますとつかまることがありまゝです。現実の措置といたしましては、水産庁の方ではなるべくそういう問題を引き延ばさないように、この方面に出て行く船には注意を与えておるというのが現状であります。

○並木委員 作戦上の必要から警備区

域というのですけれども、どういふ作戦なのですか。朝鮮の周囲なら、これは朝鮮動乱をめぐつての北朝鮮、南朝鮮の対立があつて、わかりまゝすけれども、国府としては何らそういう措置に出るおらないのですか、具体的に警備区域としなければならぬやうな事情が出て来ておるのですか。

○小蔵政府委員 御承知のように作戦行動、大陸反攻作戦というやうなものが行われておらないけれども、あそこには海軍もござりますし、密輸を取締る必要があるとか、あるいは演習の際のじやまになるとか、あるいは密輸でなしに、大陸との間における密出国、密入国というやうなものも取締らなければならぬ必要があるやうであります。そして、そういう意味において、この台湾の中華民国政府は、このやうな区域を設けておるものと私も了解いたしておるのではありませんか。

○福田(篤)委員 この問題はやはり国民としても非常に大きな問題ですが、今の蒋介石ライン、それから前からの李承晩ライン、さらに大陸だなのアラフラ海問題、これは政務次官もよく御存じの事であつて、かつこの満州事変当時の中国、昔の中華民国の宣伝、国際輿論に対する働きかけといふものが実にうまくつたことは御承知の通りであります。日本はこれによつてどのくらい損したかわからぬ。ところが日本は、御承知の通り敗戦以来国力が非常に低下して、今李承晩政権にすなはちめられておる形でありまゝが、こういう場合におかれ、武器は、やはり国際的輿論というものを常に訴へて、日本の権益を守る以外にないと思つて、従つて先ほど御発表になつた李承晩政権によつて捕えられてゐる船がこれだけある、しかも不法にも何らこれに対する誠意を示さないといふ問題についても、私は各国の公館に当然資料を提供して輿論を喚起する、あるいは国連にも機会がありますれば、いくらかでも発表の機会があるのですが、これに対して外務省は国際輿論の喚起に対してどういふ処置をおとりになつてゐるのか、これについて御報告をいただきたい。

○小蔵政府委員 御説の通りであります。

必要で、われわれもいたしまして必ずやに在外各公館へ「朝鮮事変と日本漁業」という冊子は配つておりますし、また毎週外務省の方では各公館へいろいろ重要な事項を通報いたしております。非常に秘密のものも、また一般的なものも随時通報してありますし、これに重要な関係のある主要国に対しては電報を打ちまして、電報によつていろいろ情報を提供し、そして在外公館がこれを適当に利用するやうな措置を講じておるのであります。ただお話をうかがうに日本人は宣伝下手と申しまゝ、費用の制限とかいろいろの関係もありまして、あるいは不十分の点があると思つても、今の情報文化局の方が主管局となりまして、そういう措置を絶えず怠らないやうにする気持で進んでゐる次第であります。

○上塚委員 ほかには御質疑もないやうでありますから次に移ります。

○上塚委員 次に日程第四三号より日程四六号までの、原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する各諸願を一括議題といたします。専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員 原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する諸願、第四五五五号、諸願者仙台市小田原町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会長丹野実、紹介議員只野直三郎君。

本諸願の要旨は、太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに

表せられまして、今後はこれは永久的に全然やらないという趣旨でもないかもしれませんが、今後はとにかくあのマシーナル海域の三海里以外なら出て行けるということになつたわけでありまして、しかしでき得れば水爆実験がある方面で行われないように、またどうしても行われなければならない場合には、水産業に被害のないような方法を十分米国側でも考えてもらうように、政府としては今後とも対米折衝——これに対する申入れは怠らないようにして、そうして先般の三月一日のような事件の起ることのないような方策を講じたいと考えて、せつかくその措置をとつておる次第であります。

○並木委員 被害に対する補償の問題ですが、四六の原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する諸願のごとく、原子力そのものの製造あるいは使用禁止をしてもらいたいというのは、日本国民としても大きな悲願の一つであらうと思つてます。現にこの諸願の紹介議員は自由党の議員がなつておるような状態でありまして、これについては政府としてはどういふお考えですか。いつか閣外務大臣は原爆の実験については、やはり国連協力の線での協力するという意思を表明しておつたような事情もありまして、また町にも署名運動なども行われて、原爆、水爆の使用禁止、製造禁止の所が高まつておるのですが、政府としてはどういふ考えで臨んでおられますか。

○小淵政府委員 原子力の国際管理についての河院の決議は、外務大臣の書簡を添えまして、四月九日に沢田大使を通じて、国連の方に提出をしたのであります。また当日付の国連の軍縮委員会のドキュメントとして、国連側においても四月十二日にこの委員会の代表に對して、かつまた国連の全加盟国に對して配付されるという措置がとられたのであります。この問題は現に英、米、仏、ソ、カナダの五箇国の軍縮委員会の小委員会が審議されておるようでありまして、先般はロンドンでもこの話合いが行われているのであります。しかしこれを実際の解決して行きますためには、ソ連と米国の話合いが最も重要であらうと考えます。これも内容ばかりではありませんけれども、継続されておるようでありまして、私どもとしては、ぜひこの話合いがついて、原子力の大量殺戮の武器の使用が禁止され、国際管理になるようにということを希望し、またそうした問題については十分協力して行きたいというように考えている次第でございます。

○並木委員 次官は、日本人としてはどうお考えになりますか。こういうふうに原子力や何かの横行しているまんなかにあつて、やはり日本自身の自衛のために、これに對抗して強い原子力そのものを持つということも必要になつて来るのじやないか、それを使用するとかなんとかいうことでなくて、日本の發言力を強めるための裏づけとして、やはり持つて行く必要があるのではないかと思つて行きます。そういう点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○小淵政府委員 原子力の平和的利用ということについては、すでに政府の方においても十分考慮いたしまして、そうした面に措置を講じて行きたいというので、その施策をいたしておることは御承知の通りであります。しかし原子力の軍事的な利用といつたようなものは、あくまで禁止せられるべきものであるという立場において、そうした機運が一日も早く、現実の問題として具体的に実施せられるようになる方向で協力したいものと考えております。

○戸叶委員 私ちよつと席をはずしました間に、出たかどうか知りませんが、今回のビキニに関連して受けました災害の補償に對して、アメリカは大体どの程度補償することにきまつたのでしょうか、おわかりになつたら伺いたいと思つてます。

○小淵政府委員 アメリカの方からは、まだ正式にだけ支払うということを書いて来ておりません。しかし一括して払いたいという趣旨の意向を表明いたしておりますので、日本ではこれまで一月ずつの医療費とか救済費というふうなものを計上しておりましたが、大体の見通しをつけて全部をとりまとめ出した方が、向うの審議にも都合がいいようでありまして、先ほど申しましたように、これまで中間的には日本側からの要求を出しておりまして、さらに全額としてとりまとめたいという趣旨で、早く向うはランブ・サムで払いたいという腹のようでありまして、現実には支払いを受けるようにしたいと存じまして、現にこの問題では井口大使も努力しておられるし、随時こちらの調査のものも、中間的には在京大使館にも通報いたしまして、このとりはからいが促進されるように努力しておるのであります。

○福田(昌)委員 一括して償いをつけるといふお話でございますが、その範圍でございます。直接被害を受けた部分に對しては当然でございますし、うが、たとえ被害漁夫の今後の生活保障というふうなものも、全部アメリカ側の補償の負担として考えられていいかどうか、ことに慢性原子病といふことになると、その程度いかんによりましては、まづたく廢人になります。そうしますと、その一家の生活の保障といふようなものをどういふふうにかえておられるか、アメリカの補償の中に入るかどうか、その点も伺いたい。

○小淵政府委員 先ほど申しましたように、アメリカの方は一括払いをしたい、しかしなるべく寛大と申しまして、か、けちけちなない、ゼネラスな、またプロンプトな支払いをしたい、だから資料を出してもらいたいというふうに言つて来ておるのであります。それはどの範圍のものをカバーするかというところは、実は日本側でもいろいろ議論があるところでありまして、今御指摘のように、人が一生進不具になるとか生活に困るとかいうことは、直接的な被害でありますから、これは金額にして相当計上することができると思ふし、今の要求の方へは当然含まれるべきものであると考えます。ただ間接的被害については、いろいろの小売商の損をどういふふうに見るか、あるいは市価の低落をどういふふうに計算するかという問題があり、この点でいろいろ各省の打合せで検討が行われておるのであります。ただ間接被害といふものは、これまでの国際間の慣例からいいますと、ほとんど前例がないので、それをはたして要求すべきかどうかと

いうようなことについては、いろいろ国際法学者などの研究を求めております。これは両国間の関係がどういふ事情にあるかというふうなことも、考慮に入れなければならない問題でしようし、また今までの先例などから見まして、これを一応研究して、そうした面でもさらに検討を要する点もあつたので、はつきりしたことは申されませんが、全然間接的被害を無視して、直接的被害だけを提示するというのではなくて、そうした資料が整いましたならば、間接的な被害についても、十分先方の注意を喚起するといふことはもちろんであります。最終的にこれをどうするかというところは、現在まだはつきりいたしておりません。資料が全部集まつた上で確定するといふ方針で進んでおります。

○福田(昌)委員 ただいま御答弁いただきましたような内容につきまして、きつと御努力いただいておるといふことにおいて、抽象的な概略といふものは私も想像できるわけでありまして、アメリカ側が一括して支払うといふことを申し出て来ておるわけでありまして、またさういふ少く具体的御報告を承りたいのであります。第一回はどのくらいの要求をした、第二回はどのくらいの要求をした、そして漁夫等の直接被害に對しては大体どの程度の要求をするつもりであるか、日本の国内法ではどれによつて算定してどの程度の要求をするつもりであるか、あるいはまた間接の一般商人の受けました被害、それに引續いて起つて参つた間接の被害に對しては、どういふところを基礎にして考えておるか、そういうような詳しい点を承らせ

ていただきたいと思ひます。
それからもう一つは、アメリカ側から申し参りました交渉というものは、これは口の約束であるのか、あるいはまた公文書としてそういうふうな申入れがあつたのかどうか、承りたいと思ひます。

○小瀬政府委員 最後の点について申し上げますならば、これは向うで声明いたしておりますし、新聞にも発表いたしておりますし、また日本へもその趣旨は通達して参つておりますから、向うがこの補償を支払うという事は正式に言つて来ておるわけでありまして、ただ一括払いとかいう点はその後の場合でありまして、正式文書はそれの前に参つております。補償を支払うという事は正式に言つて来ておるわけでありまして、なおその詳細につきましても係から説明いたします。

○浅田説明員 金額についてははつきり今申し上げられないわけでありまして、金銭的にまだはつきりした報告がないし、アイヌといふことは、治療費、船員の生活費などは当然直接損害として考えられるわけでありまして、それから船主のこうむつた種々の損害、主として船、漁獲物、漁具を初め放射能を受けて処分をいたしましたものの損失、それから船主の漁業の操業ができなくなる事によつて生ずる損失、それから、当然あることですが、慰問料的なもの、これも間接的な損害とも考えられないこともないのですが、むしろ直接損害的なものと考えて、そういうアイテムに含めておる。そのほか国及び地方がこの事件によつて生じたいろいろな行政費とかあるいは魚価の値下りになつた損害、こ

ういうようなものは、これは間接的なものと考えられるわけでございますが、これらについてはいろいろ法律的な点その他も検討しておるわけでございますが、現在のところさうな段階でございまして、補償を要求いたしましたのは、すでに一箇月余り前中間的な補償ということで、今までこれらのアイテムについて要求をいたしたわけですが、現在一括してまとめてということがあります。それで、そのほか、補償以外の船の損害というものは、判別しておりますし、そういう資料を補償以外についてもすでに情報は一出ししておりますが、一括した損害額その他を算定した上での補償要求というものは、現在作業しているような状況でございまして、近く要求することになると思ひますが、現在のところそのような状況でございまして。

○福田(昌)委員 そういふ御答弁は政府次官からも伺つたわけでございますが、もう少し詳しいことをお伺ひしたいとお尋ねしたわけでありまして、何十何百まで伺つてもいいわけありませんが、第五福竜丸の被害についてはおおよそどの程度の金額の要求をしたとか、第二の同目はどうであつたとか、そしてまた総額一括して支払うということであるから大体どれくらいまでの間に調査を終つて総額の要求をするつもりであるか、あるいはまた第五福竜丸以外の船の状況はどういう状況であるか、というのを、数字でももう少し具体的に承りたいと思つてお尋ねしたわけでありまして、その点具体的に、概略でけっこうなんです。

○浅田説明員 その点は新聞にも出ておるわけでございますが、私たちがもつ

つくりした数字は申し上げられないと思ひますが……
○福田(昌)委員 何十何百まではいらないのですよ。大体どれくらいのものか、概略でけっこうです。

○浅田説明員 たとえば治療費につきましては、これは三月一箇月分かつた費用につきましては、大体一人につき、四、五千円ばかりかかつておるのでございまして、これが二十三人分となりまして、それから何箇月を要するか今後の問題になります。そのほか船の代金、これも相当な額になりますし、一括して現在のところ……

○福田(昌)委員 船の額なんか、要求した額が何となく合はな過ぎやうという感じがございまして、大抵どんな程度に要求していらつしやるのでございまして、これを伺ひたい。
○浅田説明員 全体を含めまして、さういふあたり一箇月分といふことで治療費と生活費は数字を出しております。それから船の代金その他は、これはそのまゝの額でございまして、さういふものを計算して中間的なものとして考えておりましたのは、大体八千万円程度のものと記憶しておりますが、なお正確な数字はございせん。

ておらないのであります。
○福田(昌)委員 そういふ要求をなさる船は何となくあります。

○浅田説明員 ちよつと今記憶しておりませんが、さしあたりは今その航路とかその他の資料が水産庁からはつきりした数字で出て来ておるのは十三隻でございまして、そのほかにもまだございまして、全貌がまとまるまでには時日がかかると思ひます。そのほかまた実験も五月に行われまして、そのあとで被害の出ることもありまして、さういふ意味で全体を申し上げられないわけでございます。

○福田(昌)委員 先ほど政府次官は、第五福竜丸のようなあいつが被害を起すようなことがないよう、未然に防ぐためにアメリカ側に申入れをしたといふようなお話がございましたが、具体的にどんな条件で申入れをなすつたのでございましてか。
○小瀬政府委員 その点はこの委員会でもうすでに話申し上げたと思ひますが、たとえばあの地域でどうしてもやらなければならぬ場合は、日本の漁業をはずすようにしてもらいたいとか、さらに南方へ出て行く航路に当るところは危険区域にならないようにしてもらいたい、いろいろ具体的な点を五、六項目掲げまして先方へ申し入れたことは、この委員会でも話申し上げた通りでございまして、今度はすでに中止せられまして危険区域解除になりましたけれども、今後のこともございまして、さういふ点は再びさういふことが起らないように慎重に申入れをして、その措置をとらせるようにしたいといふのが今後の考えでござい

ます。
○福田(昌)委員 また申入れをなさるおつもりでございませうね。

○小瀬政府委員 この問題は今御質問になりました補償の問題などもありますが、全部解決したわけではございませんから、今後こうした問題とともにアメリカ側と十分の話し合いをいたしたいと考えております。

○福田委員 ちよつと私これに関連してなすけれども、厚生省の方にでもお尋ねするのはいいかもわかりませんが、小瀬政府次官もいろいろ政府部内でさういふ御会合があつて御研究になつておるかと思ひますのでお尋ねするわけでありまして、最近放射能のことがほとんど毎日の新聞にいろいろ出るものであります。たとえば京都で雨について計量したら八万カウントあつたとか、いや何千カウントが東京の方にもあつたとか、従つてその雨に打たれた野菜は人体に危険だといふようなことがしきりに出るものであります。日常生活に対する不安といふことが、間接被害といふことが、私は非常に大きいと思ひますが、これはその直接被害とかあるいは持つて帰つた魚の放射能の何となくさういふ問題でなしに、一般の生活に非常に影響すると思ひます。不幸にして私などもさうであります。さういふ科学的な知識が、また原水爆の放射能の被害に対するわれわれの知識というものが非常に貧弱なものであります。政府は政治の要諦といひますと少し大げさになりますが、何かさういふことについての的確に早く研究をして、日本ではそこまで至らぬかもしれないが、アメリカなどでは相当な研究も進んでおるかと思ひます。

は他の施策に優先させなければならぬことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことはまことに喜びにたえない。ついでには、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、積極的に推進されたいというのであります。

○上塚委員長　政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　その御趣旨に従つて政府といたしましても、せつかく努力いたしている次第でございます。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。——これにて請願に関する質疑を終ります。

お諮りいたしますが、ただいま審査をいたしました日程第一より第四九までの各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければ、さように決定をいたします。

なお右請願に関する報告書の作成は委員長に御一任を願います。

○上塚委員長　次に陳情書の審査に移ります。日程第一、海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書より日程第九八、李ラインの撤廃並びに、捕鯨船及び乗組員の即時返還に関する陳情書を一括議題といたします。ただいまの各陳情書は先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了解いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○福田(篤)委員　採択にはもちろん異

議はございせんが、陳情書の中に小笠原と沖縄の領土の返還という問題があります。これはもうたび／＼この委員会や本会議でも取上げられております。今年二月に武内代理大使あて外務大臣の名をもつて正式に國務省に申し入れてゐる。その中に小笠原復帰の問題も入つてゐるが、これについて何ら話が進展しない。これはワイルソン国防長官が来たときにも總理側からお話がありまして、しごくもつともであるという御意見もあつて、アリソン大使にテイク・ノートさせたというのは、ついでに閣内ですが、外務省としては具体的努力をその後繼續しておやりになつてゐるか、この一点だけお尋ねいたします。

○上塚委員長 その点につきまして、日程第九号より日程第一〇九号までの陳情書、すなわち沖縄等領土返還促進に関する陳情書があります。これを一括議題といたしたいと思ひます。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○上塚委員長 趣旨がわかつておりますならば、これに対する小笠原外務省次官よりの御意見を求めます。

○小笠原政府委員 小笠原の問題につきましては、御指摘のように武内君がまだアメリカにおりましたときにも申入れをいたしましたのでありますが、必ずしも日本側の希望するような回答を得ることができなかった。そこで最近におきましても適當な機会があれば、政治的に非常に重要な話合ひがある際に、この問題もぜひ念頭に置いてもらつて、そうして日本側の希望が達成でき

るよう努力しなければならぬと考へまして、そうした資料も作成中でありまして、今後ともこの努力を續けて行くつもりでございます。

○福田(篤)委員 それで今度の總理の外遊について、これは日米間の一つの重要な懸案として、當然正式にアメリカ側に申し出られると思ひますが、私は私信は用意して、お願いして持つて行つておきますが、外務省としても当然正式の外交交渉としてこれを提案され、懇談されると思ひますが、資料を準備されておるかどうか。またそれをおやりになるつもりかどうか伺ひたい。

○小笠原政府委員 資料はもうすでに在米大使館の方へも送つてございまして、理と了解がつきましたか。

○小笠原政府委員 總理の外遊について私は今発言したわけではなく、外務省としては常にこの点を留意いたしまして、交渉を繼續するということを申し上げたわけでありまして、

○福田(篤)委員 繼續はもう當然のことなです。私のお願ひしたいのは、外遊中特殊な使命と影響とを持つたこの機会を特に利用して、これをやつていただきたいというのであります。

○小笠原政府委員 私が先ほど申しました点で御察しができるだろうと考えます。

○上塚委員長 御異議がなければ、さう決定いたします。

○上塚委員長 日程第一〇、太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書より日程第一三一、中国紅十字代表李徳全女史の来日要請に関する陳情書までを一括議題といたします。ただいまの各陳情書は、先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしましたことと存じますが、御異議ありませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 次に日程第一三二より日程第一三四までの沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する各陳情書を一括議題といたします。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○佐藤専門員 沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する陳情書、第二八一九号、陳情者名瀬市議會議長久保井直信。

奄美大島は祖国日本に復帰したが、しかし取残された沖縄に、奄美の復讐前同一行政下にあつたゆゑをもつて、運動を余儀なくされた公務員を初め、軍務者として出かへせにでた者、また各会社で職を求めた者等二万数千の奄美同胞は、引續き沖縄に居住すること希望し、かつ居住できるものと確信してゐたが、はからずも、四月末日までに外国人としての外人登録をしなければならぬことになった。これをなさない者は処罰を受け、また軍務者はその職を失ひ、事業家は融資面を

他のいろ／＼の制約を受け、公務員は琉球公務員法をもつて、その地位にとどまることを許されなくなり、これがため多くの同胞は、郷里に残した家族への仕送りもできず、そのため家族はその日の生活にも事欠く実情にある。よつて政府は、沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益保護について、最善の措置をされたい、というのであります。

○上塚委員長 御質疑はありませんか。御質疑がなければ次に移ります。日程第一三五より日程第一四三までの各陳情書を一括議題といたします。これは趣旨の説明を省略いたします。日程第一三二より第一三四、及び日程第一三五より第一四三までの各陳情書を了承するに御異議ありませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 この際閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。本委員会といたしましては、今国会が閉会されてからも、国際情勢に関する件、日米行政協定、関連軍協定並びにMSA諸協定の実施状況に関する件について、繼續して審議いたしたいと存じますので、ただいまの二項目についての閉会中審査を議長に申し入れたことと存じますが、御異議ありませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 次に委員派遣承認申請についてお諮りいたします。ただいま

の閉会中審査の件が議院の議決で本委員会に付託されました場合には、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

【参照】
請願に関する報告書
【都合により別冊附録に掲載】

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局